

議 長 追加日程第2「議案第25号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第25号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律等の整備が図られるとともに、特別職及び臨時的任用職員の適正な運用に向け、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは議案第25号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例について御説明させていただきます。この条例につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例の一部改正を一括で行う条例でございます。

それではページを6枚おめくりいただき、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。初めに1ページ第1条関係でございます。松田町職員定数条例の一部改正です。第1条の定義でございますが、職員の定義を規定しておりますが、臨時の職員の定義を法改正に基づき改正するものであります。

次に第2条関係。松田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条第1項の「こえない」を「超えない」と漢字表記にし、次のページになります。休職の効果の休職の期間について、会計年度任用職員に対しまして、3年を超えない範囲内とあるのは、法第22条の2第2項の規定に基づき、任命権者が定める任期の範囲内に読みかえて適用する規定を、第4項として新たに追加いたします。

次に第3条関係でございます。松田町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条の減給の効果の減給額につきまして、パートタイム会計年度任用職員については、その対象を報酬とし、職員の給与条例に規定する特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に相当する額を除き、報酬から減ずる規定を追加いたします。

次に第4条関係の職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正でございますが、

職員のサービスの宣誓につきましては、任命権者の面前において行う規定となっておりますが、会計年度任用職員については、別に定める規定を第2条第2項として追加いたします。

次に第5条関係でございます。松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。第20条非常勤職員の勤務時間、休暇等の見出し、非常勤職員を会計年度任用職員とし、再任用職員を除く非常勤職員。この非常勤職員には会計年度任用職員が含まれております。の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、その職務の性質を考慮して規則で定める規定を追加するものでございます。

次に第6条関係の松田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、第2条の育児休暇をすることができない職員の規定において、第4号のイ、次条を第2条の3に改正するものですが、引用条項のずれによるものでございます。第2条の2、次のページをお願いいたします。接続詞の改正で、「に」を「の」に改正するものでございます。

第3条2号イにおいて、裁判を審判に改正するものですが、これは総務省の改正に倣い改正するものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。第7条、育児休業をしている職員の期末手当等の支給、及び第8条、育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整の規定におきまして、会計年度任用職員をそれぞれ除外しております。

また、次のページになります。第21条では部分休業をしている職員の給与の取り扱い。第1項に会計年度任用職員を除く規定を追加し、第2項として会計年度任用職員について、1号にパートタイム会計年度職員を、2号にフルタイム会計年度職員を規定するものであります。

次に第7条関係。松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正でございます。7ページになります。第2条の職員の派遣ですが、第2項の各号では、公益法人等へ派遣をできない職員を規定しておりますが、第3号におきまして、地方公務員法の改正により、第22条第1項に規定していた条件付採用が、第22条として独立した規定となったことによりまして、第22条第1項を第22条とし、また条件付採用の「附」の字を改める改定でございます。

次に第8条関係。松田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。第3条の報告事項ですが、任命権者が報告しなければならない対象となる職員として、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、フルタイム会計年度任用職員を加えます。

次のページをお願いいたします。第9条関係。松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。第1条におきまして非常勤特別職を規定しておりますけれども、地方公務員法を根拠としない非常勤特別職を削除するもので、19入居者選考委員、次のページになります、31学校教育指導員、32社会教育指導員を削除し、各号を繰り上げる改正を行います。また9ページから13ページにかけて、別表第1、別表第2から同様に削除するものであります。

次に13ページの第10条関係でございますが、松田町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第21条の3、常勤を要しない職員の給与を、会計年度任用職員の給与とし、その給料及び報酬については別に条例で定めるものとしたしました。

次に14ページの第11条関係です。松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。第3条の2を新設し、会計年度任用の現業職員を追加するものです。

15ページをごらんください。次に第12条関係、松田町職員の旅費に関する条例の一部改正でございますが、第2条の用語の定義におきまして、この条例における何級の職務と言う場合、会計年度任用職員は職員給与条例の給料表の1級または2級の職務に位置づける規定を加えるものでございます。

次に第13条関係、松田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、第2条の給与の種類基準に企業職員の給与の種類及び基準について準用する規定について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を加えるものでございます。

16ページ、最終ページをお願いいたします。第14条関係ですが、松田町町営住宅条例の一部改正でございます。この条例に位置づけられた町営住宅管理人を削除するものであります。

改正条例の説明は以上でございます。恐れ入りますが、議案の最初のページにお戻りいただき、10ページをお願いいたします。附則になります。この条例は令和2年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました、それではこれより質疑に入ります。

5 番 田 代 この議案第25号につきましては、昨年の12月定例会に上程された記憶があります。その後撤回請求、そして今回の3月定例会に再び議案第3号として上程されて、また撤回と。そこで今回追加議案として出されました。12月定例会のとき、私、小田参事に質問したのが、ここで言う10ページをお願いします。新旧対照表の10ページになります。右側ですね、これは右も左も同じなんですけども、交通指導隊と行政協力委員、当時、この2つの団体の方が改正によってなくなってしまうと。私、そのときにお話ししたのが、指導隊にしても行政協力委員の方にしても非常に貢献をされてきたと。この条例を出す前に十分なお話し合いをされたんでしょうねと。それがあれば私は構わないですよと言ったことに対して、たしかもう調整は終わっているというふうに私は小田参事が回答された記憶があります。それが二転三転してどうしてこのようになったのかと、このことについて回答をお願いします。

参事兼総務課長 大変失礼いたしました。交通指導隊と行政協力委員、それから環境美化推進委員、青少年指導員につきましてはですね、現在、交通指導隊については交通指導隊設置条例、行政協力委員以下、環境美化、青少年指導員については、規則で非常勤特別職として位置づけられております。

特にですね、交通指導隊、それから行政協力委員につきましては、町に直接意見を言っただけの機関としてですね、非常勤特別職としてこれまで位置づけをされておりました。ただ、今回、地方公務員法と地方自治法の改正によりますと、それぞれですね、その位置づけとして各委員が限定されてございます。その中に今回列記されなかったというところをもってですね、位置づけから外す改正を当初行わさせていただきました。

これについては、12月の自治会長連絡協議会等を含めてですね、全体の中の説明はさせていただきましたが、これは町側からの一方的な説明で終始終わ

っていたというところで、納得をいただけなかった部分があるかと思います。こういったことを踏まえまして、1回撤回をさせていただき、お話しをさせていただいたんですが、同じような改正をしたことによってですね、さらに町側として見直しをしなければならぬというところを踏まえまして、今回撤回させていただき、団体との話し合いをさせていただいた中でですね、いま一度再考させていただくというところに至り、今回はこれまでどおり、現行どおりの形で、交通指導隊、行政協力委員、環境美化推進委員、青少年指導員については、条例・規則の中で非常勤特別職として位置づけた中で、さらにですね、この法に基づく位置づけとなるよう、各団体としっかりと話し合いを持っていくということで御理解をいただいているというところで、今回、再提案をさせていただいたというところでございます。

5 番 田 代 前回、やはり調整不足だったと、このように理解してよろしいわけですね。はい。

あと、もう1点が、交通指導隊のここの議案第3号でしたっけ、設置条例が今回出てきてなくて、従来どおり残ったということなので、交通指導隊についてはもう出てこないということでもよろしいわけですね。

参事兼総務課長 そのとおりでございます。条例を撤回させていただきました、改正を、一部改正を撤回させていただきましたので、現行どおりの位置づけで非常勤特別職の扱いになってございます。

5 番 田 代 最後に町長にお尋ねします。これ、2回、やはり撤回してるわけですよ。この件に関しては、やはり余り今まで例がないと思うんでね、これからの対応について、トップとしてのお考えをお願いいたします。

町 長 大変申しわけございませんでした。本当におっしゃられるとおり、議員の皆様方にもですね、不快な思いをさせたというふうに反省をしているところでもございます。こういうことが二度とあってはいけませんけれども、そのようにならないようにですね、事務の執行については、裏づけをしっかりと取りながらですね、皆さん方に間違いのない提案をしてまいりたいということを思っておりますので、そのように御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

5 番 田 代 繰り返しますけれども、本当に非常に大切な団体さんで、町に本当に御

尽力をされている方々ですので、そういったことで、これからもこういったことがある場合には、本当に十分な話し合いをもって提案をいただきたいということで要望、最後は要望ということで終わります。終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 最後の16ページのところですね、新旧対照表の16ページになりますが、この部分でですね、現行では町営住宅監理員及び町営住宅管理人になっている者を町営住宅監理員とするということで、説明の中では、町営住宅管理人は実体がないというふうな説明をされたと思いますが、ちょっと私もですね、監理員というのは、どういうふうな実体があるのかわかりませんでしたので、このまま残すということは、この方はですね、任用職員のパートタイムという位置づけになるかと思うんですけども、内容とですね、実際、現在そういった方がいられるのか、いられれば何名程度いられるのか、それについてお伺いをいたします。

参事兼総務課長 新旧対照表の16ページの住宅条例の関係ですけれども、現在この方はいらっしゃいません。今、町営住宅監理員と町営住宅管理人という規定になってございますが、今現在ですね、その住宅を管理する、要は維持管理、美化清掃を含めてですね、そういったことをする方ですが、それについては現在おりませんので、今後も多分…すいません、今後もですね、出てくる可能性はありませんので、ここについては削除をさせていただきたいと思います。今現在、籠場住宅と…（「監理員、管理人ね」の声あり）管理人、はい、管理人。籠場住宅と町屋住宅につきましては、ユーミーのほうにですね、不動産会社のほうに管理委託をしている関係がありますので、そういった方が町直営でというのは今後ないというふうに思いますので、削除とさせていただきます。（「監理員は」の声あり）

監理員はですね、今現在おりません。（「今後も」の声あり）今後も、見込みはないわけではないんですが、管理人を含め監理員を、統括する監理員ですので、役場が今担っているところになりますので、そこは残しておくということで対応させていただきました。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第25号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。